

2021年10月2日

2021年度JSC 次世代ターゲットスポーツの育成支援委託事業に係る  
ターゲットアスリート選考規程 (2021年10月2日改定版)

1. 次世代ターゲットスポーツの育成支援委託事業(以下、次世タゲ事業\*)に係るターゲットアスリート選考基準について

一般社団法人日本車いすテニス協会(以下、JWTA)は、独立行政法人日本スポーツ振興センター(以下、JSC)からの委託を受け、パリ 2024 パラリンピックで優秀な成績を収めることを第一の目的とし、当該次世タゲ事業に係るターゲットアスリート(以下、次世代ターゲットアスリート)選考に係る規程を明確に定め、かつ選考過程の透明化を図るべく、2021年度における次世代ターゲットアスリート選考基準を以下に提示する。

次世タゲ事業\*とは・・・

JSC からの委託事業であり、JSC よりターゲットスポーツとして認定を受けた「車いすテニス(男・女)」が対象。「男・女」にはそれぞれクアードクラスの選手も含む) 2021年度次世タゲ事業の主な目的としては以下の2つを掲げる。

- ・2022年3月31日までにMPA(メダルポテンシャルアスリート)=ITF シングルスランキング8位以内を輩出、パリ 2024 パラリンピックにてメダルを獲得する。
- ・JSCのバックアップにより育成強化システム構築を図り、国内競技団体としてメダル獲得を継続できる体制を確立する。

2. 選考に際して基準とした事項

- ① 日本車いすテニス協会(JWTA)に登録していること。
- ② 国際テニス連盟(ITF)に登録していること。
- ③ 健康上の問題が無く、車いすテニスを行う上で心身ともに適した状態であること。
- ④ 日本の代表に相応しい人材として、礼節と規律を遵守し、他の選手の模範であること。
- ⑤ 2024年3月31日時点にて、満40歳以下であること。
- ⑥ 各クラスにおけるITFランキングが、以下に該当していること。
  - (男子 A) ・シングルス 55 位以内
  - (女子 A) ・シングルス 31 位以内
  - (クアード A) ・シングルス 16 位以内 (\*注釈を参照)
  - (男子 B) ・BOYS 10 位以内 (\*注釈を参照)
  - (女子 B) ・GIRLS 6 位以内 (\*注釈を参照)
  - (クアード B) ・シングルス 2003年1月1日以降生まれの選手のなかでTOP3 以内 (\*注釈を参照)

<\*注釈>

2021年度後期選考に際しては、原則として2021年9月最終週(2021/9/27付)ランキングに基づくが、2021年度前期においても新型コロナウイルスの影響で、特に基礎疾患を有する選手、また、いわゆる次世代育成世代の選手たちはITF大会への出場が叶わず、自己努力ではランキングをあげることができなかった現状がある。そのため、クアードAクラスならびにGroupB(男子B、女子B、クアードB)に関しては、当該現況を斟酌し前期に選出されている選手はランキングに関わらず後期もそのまま選出することとする。

ただし、次世代タゲ事業の目的であるパリ2024パラリンピックの2年前となる2022年度以降は、以下の対応とする。

■新型コロナウイルスの影響は加味せず、本来の選考基準である選考時のITFランキングのみに則っての選考とする

■GroupA、GroupBのランク分けを廃止、上記GroupAのランキング基準に該当する選手のみを選考とする

※ランキングの高い順から優先的にサポートを行うこととする。

※上記の基準を満たす選手に限り、強化育成部にて厳正に審査し理事会で決定する。

⑦ 次世代ターゲットアスリートの更新は原則年2回(4月・10月)とする。

⑧ JWTAより提示する誓約書の内容をよく理解し、署名捺印する意思のあること。

### 3. 次世代ターゲットアスリートとしての遵守事項

- 指定された合宿への参加
- 指定された国際大会への出場
- 指定された当協会事業への参加協力

※上記記載の合宿、国際大会ならびに各種事業に参加あるいは出場が出来ない場合は、事前に強化育成部に理由を書面にて申告、強化育成部の了解を得なければならない。

- 大会出場予定ならびに結果報告
- 健康など医学的状況変化の報告
- アンチ・ドーピングに関する各種規定
- 日本パラリンピック委員会、国際テニス連盟、日本車いすテニス協会等の諸規則
- 社会の一員であることを常に自覚し、法令を遵守し行動すること
- 各種事業に係る活動報告書の提出(JWTA事務局より提出依頼があった事業に限る)

以 上